

中小企業 あきた

TOPICS ① 1

会員組合や組合員企業の
課題解決に向けた支援を行いました
～令和2年度の取り組みから～

- 組合・企業探訪 3
- 景況レポート3月分 4
- 中小企業組合等支援施策情報 6
- 組合相談コーナー 8
- 話題の広場
インフォメーション 9

AKITAVISION
秋田県

2021
vol.732 5月号

トピックス1

会員組合や組合員企業の課題解決に向けた支援を行いました ～令和2年度の取り組みから～

本会では、「強い組合・強い企業づくり」の実現に向けて、会員組合や組合員企業の課題解決に役立つ各種支援事業を実施しました。

本号では、実施事業の内容や事業実施により得られた成果の一部をご紹介します。

特産品創出プロジェクト事業

■背景・課題

全国有数の酒どころである本県では、酒造りの副産物として大量に産出される「酒粕」の有効活用が長年の課題となっています。本会が酒造会社を対象に実施したアンケートによると、酒粕の半数は食用として活用されていますが、残りは家畜飼料になったり、廃棄されたりしていることがわかりました。

■事業内容

酒粕がもつ豊富な栄養素や期待される健康効果に着目し、その特徴や魅力をいかに消費者に伝えるかについて研修会を開催した他、廃棄を減らし、特産品の創出につなげるため、酒粕を使った商品を販売する企業や酒造会社のテストマーケティングを行いました。研修会ではマーケティングの基礎や商品展開、商品のブランディングや売するためのアイデアについてグループワークを交えながら学び、テストマーケティングでは、トピコと県産品プラザを会場に「あきた酒粕フェア」を実施しました。

■事業実施により得られた成果

テストマーケティングにおいて実施したアンケートにより、酒粕には固定的なファンがいる一方で、若年層では食材としての認知度が低いことがわかりました。

今後は、食料品製造業者や卸・小売業者で組織されている団体等と連携し、商品開発やイベント等の継続を検討することとしています。



テストマーケティングの様子

県産家具等販路拡大支援事業

■背景・課題

県産木材を使った木工製品の魅力アップや国内外への販路拡大が課題となっており、県産家具等のブランド力向上を図るため、商品力向上プロジェクト「ORAE（おらえ）」の支援を行うこととしました。

■事業内容

「ORAE」プロジェクト参加企業を対象に、「アキタファニチャー」の試作品開発や改良、PR活動に取り組むため、研修会を実施し、ビジョンやコンセプト、デザインについて情報を共有しました。また、商品の試作・開発に向けて、先進事例を学んだ上で、普段使いの家具等の製品を揃えた「アキタファニチャー」の商品やコンセプトを広く発信する展示会を開催しました。

■事業実施により得られた成果

事業の集大成として開催した展示会には多くの人々が来場し、各メディアに取り上げられたことから、十分なPRができた他、多彩な商品群を紹介する「ORAE公式ホームページ」を開設し、製品の注文や問合せに対応できる体制を構築できました。



製品の展示の様子

女性起業支援事業

■背景・課題

本県では、女性のみを対象とした気軽に参加できる起業セミナーが少なく、女性の起業促進の機会が十分確保されていない状況にあります。

■事業内容

県内で起業を検討している、または関心のある女性を対象とした起業支援セミナーを4回にわたり開催し、起業の流れや成功のヒントをはじめ、起業者の体験談や起業時に必要となるIT活用法のほか、企業組合制度の紹介など、幅広い内容を取り上げました。

■事業実施により得られた成果

受講者の約半数に起業の意思があり、そのうち数名が企業組合による起業を検討しており、相談があった際には継続的に支援していくこととしています。



セミナー受講の様子

トータルサポートアドバイザー事業

経営基盤・企業競争力の強化や新たな市場の開拓等、事業活動促進を目的とした中小企業者からの相談に対し、課題解決を図るため、専門家を活用した集中的な支援を行いました。

企業組合みんなのやさしい畑の取組事例

■背景・課題

駅ビルで農産物や加工品、お土産品の販売を行っています。ビルの改装に伴い売場面積が減少したため、売上分析に基づく商品ラインナップを検討しましたが、コロナ禍で駅周辺への来訪者が激減したことに加え、運営責任者の退任に伴い、新たな運営体制を早期に構築することが必要になりました。

■事業内容

ストアコンセプトの策定とそれに基づく店舗レイアウトや広告宣伝について、専門家を招き、実地指導等のアドバイスをを行いました。

■事業実施により得られた成果

店舗において、実地による改善提案等の指導を行ったことで、店舗スタッフにとっては売場づくりのイメージがしやすい内容となりました。



店舗における実地指導の様子



ガソリンのギフト券の取扱いを開始

秋田県石油商業協同組合

組合の紹介と事業の背景

秋田県石油商業協同組合は、県内の石油販売事業者によって組織され、共同購買や共同受注等の事業を実施しています。

特に、共同受注事業では、官公需適格組合として、国の出先機関や県及び県内12市町等計74カ所と契約して、燃料の納入を行っています。

本組合の燃料納入は、品質保全、納入期日の履行の他、各種手続き等にかかる事務的コストの削減、請求の細分化、代金決済一本化などのメリットが多くあり、事務作業の軽減につながることから、多くの官公庁から重宝されています。

一方で、後継者不在や施設・設備の老朽化による廃業が相次いでおり、組合員が減少していることから、組合員企業の販売機会の拡大を図るため、このたび、ガソリンのギフト券の取扱いを始めました。

取組内容

ガソリンのギフト券は、全国石油業共済協同組合連合会（以下「全石連」）が発行する商品券であり、組合員が運営する店舗（サービスステーション（SS）・燃料店）で取り扱う石油製品、商品、サービスと幅広く交換できる「商



〔ガソリンのギフト券 公式サイト〕

品券」です。

利用可能な取扱店については石油組合の組合員に限定し、発行券種は額面1,000円の紙ギフト券のみとし、1枚1,100円で販売しています。

石油組合の組合員全てが取扱店となっているわけではなく、事業に参加する組合員店舗（SS・燃料店）約250店のみで利用でき、対象となる商品やサービスは店舗によって異なります。

取扱店では、ポスターを掲示するほか、ガソリンの計量器周辺に利用上のお断りを記したPOPを掲示することとしています。

本券は、窓口である石油組合を通じて、全石連が販売しており、全石連が運営するWEBサイトからも購入申込ができます。

WEBサイト

<https://gasoline-gift.zensekiren.or.jp>

期待される効果と今後の活動

ガソリンのギフト券の発行により、ギフト市場での普及を図るとともに、取扱店を増やすことで自動車ユーザー向けのギフト品としての認知度を上げ、利便性を高めていくこととしています。

この他、組合では災害発生時における石油パニック買いへの備えとして、「満タン&灯油プラス1缶運動」を推奨し、周知していく方針です。

【秋田県石油商業協同組合】

- ▶所在地／秋田市山王三丁目7番21号
- ▶代表理事／安井 信英
- ▶組合員数／242名
- ▶主な事業／共同受注事業、共同購買事業
- ▶設立／昭和28年10月

ガソリンのギフト券

検索



景況DI値は回復傾向にあるが明暗がわかる

概況(全体)

3月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが6.7%(前回調査0%)、「悪化」が50.0%(同68.3%)で、業界全体のDI値は-43.3となり、前月調査と比較し25.0ポイント回復している。

全国及び東北・北海道ブロックの景況DI値も前月と比較すると回復傾向の動きを示しており、緊急事態宣言の解除等による生産活動や消費活動の向上がみられる。

しかしながら、新型コロナウイルスの収束は依然としてみえず、収益面や資金繰り面で引き続き悪影響を受けている。

業界別の状況

緊急事態宣言の解除を受け、製造業においては受注減の底打ち感から、業況を「悪化」と回答した業種割合が減少し、「不変」とする回答が増加した。

また、非製造業においては、業況を「悪化」と回答する業種・業界は依然として多いものの、一部においては「好転」と回答するところもあり、明暗が分かれてきている。しかし、「好転」の兆しを感じつつも、新型コロナウイルスの感染は拡大していることから、先行きが見通せない業種が多いとみられる。

全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較

	秋田県	全国	東北・北海道
全体	-43.3	-41.5	-40.6
製造業	-50.0	-41.4	-37.9
非製造業	-38.9	-41.5	-42.0

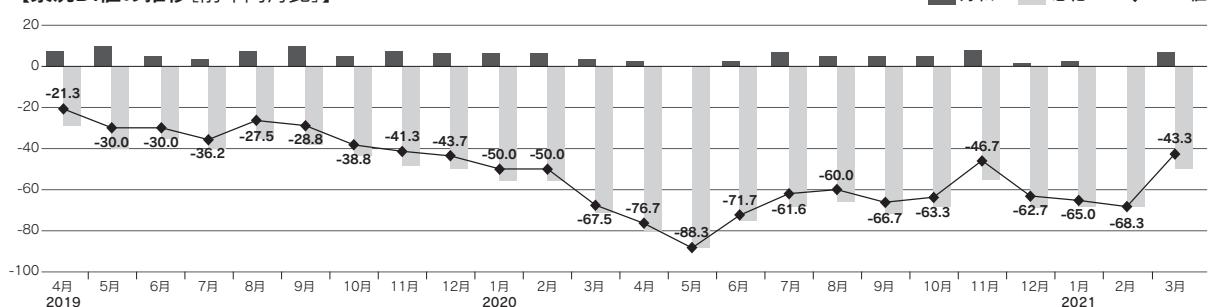
景況天気図

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業	悪化	悪化	悪化	悪化	悪化	悪化	悪化
非製造業	悪化	悪化	悪化	悪化	悪化	悪化	悪化

【凡例】
 快晴 30以上
 晴れ 10以上 30未満
 くもり △10以上 △30超 10未満
 雨 △10以上 △30超
 雷雨 △30以下
 【天気図の見方】
 前年同月比のDI値をもとに作成しています。

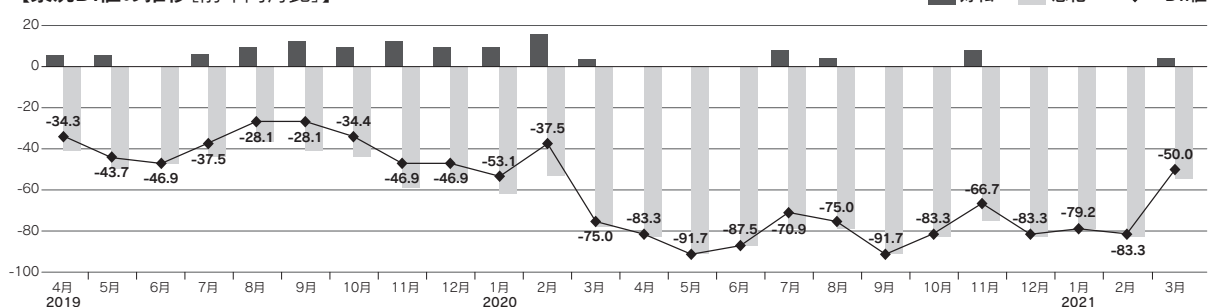
業界全体

【景況DI値の推移[前年同月比]】



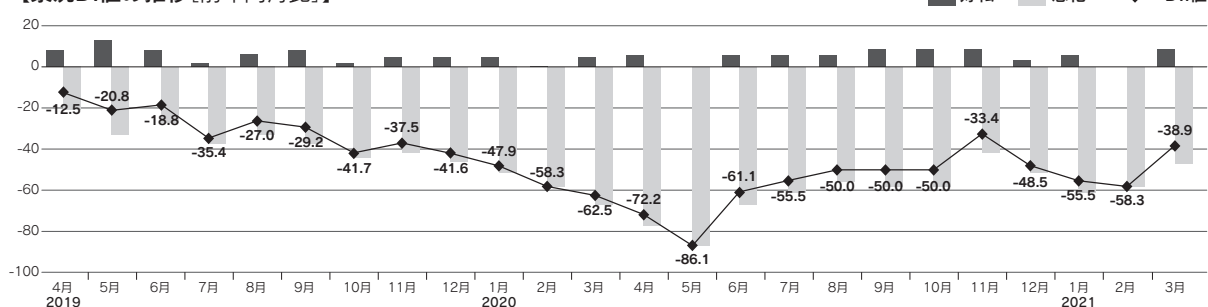
製造業

【景況DI値の推移[前年同月比]】



非製造業

【景況DI値の推移[前年同月比]】



●製造業

(回答数:24名 回答率:100%)

【食料品(豆腐)】

学校給食については従来の納品数に戻っているが、一般の飲食店やホテル等の需要が回復せず売上は昨年並みとなった。

【食料品(パン)】

4月から食料油が値上りしており、小麦粉も間もなく値上げとなる。今後は原材料価格の上昇が懸念される。

【繊維工業(ニット)】

春夏物の発注量、価格ともに前年を下回っており苦しい運営が続いている。医療用ガウンの生産も3月で終了し、4月以降の生産ラインを埋められない状況である。

【木材・木製品(一般製材)】

コロナの影響により停滞していた住宅着工件数が回復してきている。さらに外材(ホワイトウッド等)の輸入量が激減していることから、国産材の需要が高まっている。

【窯業・土石製品(生コンクリート)】

3月の出荷数量は前年同月比103%。4月～3月累計で93.6%。今年度は大館北秋、秋田県南地区が前年を下回った。特に全県の出荷数量の4割近くを占める秋田県南地区が前年比70.7%と大雪の影響も重なり大幅減となった。

【鉄鋼・金属(鉄鋼)】

原材料価格(鉄、ステンレス等)が上昇している。オリンピック需要終了後は、関東圏での建築工事が減少し、価格競争での受注も見受けられ、今後は材料価格の推移状況を注視しながら、受注価格を検討する必要がある。

【一般機器(金属加工)】

受注は上向き傾向で、一時帰休しているところはない。本格稼働とはいえないものの、底を脱した感はある。

【その他の製造業(曲げわっぱ)】

新型コロナウイルスの影響により、売り上げ不振が続いている。特にイベントや観光地での落ち込みが深刻である。しかし、ふるさと納税が堅調に推移しており、返礼品としての需要が売上に貢献している。

●非製造業

(回答数:36名 回答率:100%)

【卸売業(古紙)】

前年が緊急事態宣言下で減少していたこともあり、全回収量は昨年より4.7%(24,400kg)増加した。また、1月と2月が寒かった事も影響したと考えられる。

【小売業(みやげ品)】

本来、3月は観光客が多い時期であるが、大都市圏での緊急事態宣言により、観光客は少なく、コロナ以前の売上の10%程度の実績であった。(県南地区)

【小売業(自動車)】

3月の新車販売台数は登録車3,478台(99.9%)、軽自動車3,093台(108.8%)、合計6,571台(103.9%)であった。

【商店街】

春のまちゼミ(第2回)が終了したが、参加人数はやや減少であった。期間中首都圏のコロナ増や変異種の報道もあり、警戒感が感じられた。(県北地区)

【サービス業(旅行)】

国内・海外とも取扱の実績はなかった。グループ用の「秋田の旅再発見」もコロナ不安で申し込みが無い状態である。

【サービス業(タクシー)】

一部地域では、自治体から移動困難者(高齢者や妊婦、免許返納者等)への交通支援金があり、その使用期限が3月末だったため利用者が増えたが、繁華街からの利用は壊滅的な状況である。

【建設業(電気工事)】

事業所の規模の大小に限らず、人手不足もあり電工は多忙であった。また、引き込み線工事も増えており、一般住宅の着工が増えてきているものと思われる。(中央地区)

【運輸業(トラック)】

例年、年度末は荷動きが良い時期ではあるが、今年度は、往復の輸送貨物量が安定していないため低調に推移した。売上は前月、前年同月ともに微増となっているが、燃料価格の値上げが影響し収益は減少している。燃料の価格の上昇は4月以降も続く見通しである。(県南地区)

*DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

令和3年度の秋田県支援施策をご紹介します

小規模企業者元気づくり事業 ～小規模企業者の経営革新や事業拡充等に向けた取組を支援～

小規模企業者の経営革新や、事業拡充に向けた取組に対して補助することで、小規模企業者の経営基盤強化を図ります。

補助対象者

県内に事業拠点を有する小規模企業者で、本事業を活用して補助対象事業に取り組もうとする者

補助対象事業

- ① 販路拡大（商談会への参加など）
- ② ICTの導入による付加価値・生産性の向上（ホームページ開設、管理システム導入など）
- ③ 新商品・サービスの開発（3Dプリンターを導入しての新商品開発など）

補助率

- ① 一般枠：1/2（グループの場合は2/3）
- ② 特別枠（※）：3/4
※特別枠は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高等が20%以上減少している小規模企業者が対象。

補助額 上限100万円

補助対象となる経費

機械装置購入費、新商品等開発費、展示会出席費、広告費 等

補助期間 交付決定日～令和3年12月31日

募集期間

令和3年5月10日(月)～5月31日(月)
※最終日の午後5時必着

応募書類の提出

窓口は商工団体等となっており、本会会員組合や組合員企業の皆様は、本会が書類提出やお問い合わせの窓口となります。

本会では事業計画の策定から実施後のフォローアップまで一貫して支援致しますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

本会商業振興課 TEL 018-863-8701

かがやく未来型中小企業応援事業（製造業） ～競争力強化を図る企業の新たな取組を支援～

意欲を持って、自社の生産性の向上と競争力の強化を図ろうとする県内中小企業の新規性の高い取組をソフト・ハード両面から支援します。

補助対象者

県内に事業拠点を有し、製造業を営む中小企業者

補助対象事業

県内で製造業を営む中小企業者等が、自社の強みやIoT等先進技術等を活用し、自社の生産性向上や企業競争力強化を図るために行う、次に掲げるいずれかの取組を支援します。

- ① 新商品の開発・生産、新たな販路の開拓
- ② 新たな生産方法の導入（付加価値額年率2%向上の事業計画）
- ③ 新分野進出

補助率 1/3以内

補助額 上限500万円

補助対象となる経費

商品開発、販路拡大、人材育成、専門家活用、機械器具等の導入、その他取組に必要な経費等

補助期間 交付決定日から12カ月以内

募集期間

第1回募集：5月10日(月)～6月15日(火)
※最終日の午後5時必着
第2回募集：第1回の申込状況により別途お知らせします。

応募書類の提出

郵送、持参、電子メール、または補助金システム「グランツ」のいずれかで受け付けます。

応募書類様式は県ウェブサイトの産業労働部地域産業振興課のページからダウンロードできます。

【お申し込み先・お問い合わせ先】

秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化班
TEL 018-860-2231 FAX 018-860-3887
E-mail induprom@pref.akita.lg.jp

かがやく未来型中小企業応援事業(非製造業) ～非製造業分野で行う新たな取組を支援～

更なる成長を目指す中小企業が行う自社の強みやIoT等の先進技術を活かした新規性の高い取組を支援します。

補助対象者

秋田県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上事業実績がある中小企業者(非製造業)

補助対象事業

製造業以外であって、自社の強みやIoT等の先進技術を活かした次のいずれかに該当する新規性の高い事業

- ① 新商品・サービスの開発、生産、販売
- ② サービス提供プロセスの改善等による生産性向上
- ③ 新分野進出

補助率 1/3以内(グループの場合2/3)

補助額 上限500万円

補助対象となる経費

補助対象事業の実施に係る経費
(設備導入費、広告宣伝費 等)

※経常的経費や建物の改修費等、補助対象外となる経費もあります。

補助期間 交付決定日から12カ月以内

募集期間

令和3年5月10日(月)～6月9日(水)

※最終日の午後5時必着

応募書類の提出

郵送又は持参により受け付けます。

応募書類様式は県ウェブサイトの産業労働部商業貿易課のページからダウンロードできます。

【お申し込み先・お問い合わせ先】

秋田県産業労働部 商業貿易課 商業・創業支援班

TEL 018-860-2244

E-mail com-tra@pref.akita.lg.jp



業態転換環境整備支援事業 ～新たな生活様式に対応した業態へ転換する取組を支援～

非対面型・非接触型など新たな生活様式に対応した販売方法やサービスの提供方法を変更又は追加する取組を支援します。

補助対象者

県内に事業拠点を有し、1年以上事業実績がある中小企業者(非製造業)

補助対象事業

非対面型・非接触型など新しい生活様式に対応した販売方法やサービスの提供方法を変更又は追加する取組

【取組例】

- ・店内飲食からテイクアウトや移動販売等への転換
- ・店頭販売からECサイトを活用した提供方法への転換

補助率 1/2以内(グループの場合2/3)

補助額 100万円

補助対象となる経費

補助対象事業の実施に係る経費
(建物改修費、設備導入費、広告宣伝費 等)

※経常的経費など補助対象外となる経費もあります。

補助期間 補助交付決定日～令和4年2月28日

募集期間

第1回 令和3年4月1日(木)～5月31日(月)

※最終日の午後5時必着

第2回 令和3年7月中旬～9月中旬

応募書類の提出

郵送又は持参により受け付けます。

応募書類様式は県ウェブサイトの産業労働部商業貿易課のページからダウンロードできます。

【お申し込み先・お問い合わせ先】

秋田県産業労働部 商業貿易課 商業・創業支援班

TEL 018-860-2244

E-mail com-tra@pref.akita.lg.jp



『 役付理事選定のための理事会開催について 』

Q

少人数の本人出席者で総会（※）を行った当日に役付理事を選定したい場合、どのように対応すればよいか？

※総代会規定を設けている組合員200人超の組合は、以下「総会」を「総代会」と読み替えて下さい。

A

①総会が終了した当日に、代表理事（理事長）をはじめとした、いわゆる役付理事の選定のための理事会を開催する場合

→新任の理事全員に招集手続き省略の同意を得るとともに、理事会の定足数（理事の過半数）を満たすことが必要です。

②定足数を欠く場合（理事の過半数の本人出席がない場合）や招集手続き省略の同意が得られなかった場合

→後日、改めて役付理事選定のための理事会を開催する必要があります。その場合は、みなし理事会（持ち回り決議）により実施することも可能です。



〈留意点〉

総会において役員選出を行った後、総会を一時中断し、新たに選出された就任前の理事による理事会を開催して役付理事を選定することは、議決に参加できる資格がない者による不適切な理事会手続きとされるため、代表理事変更の登記申請が受理されないおそれがあります。

ただし、総会開催時、現任の理事と新たに選出された理事が全員同一の場合（一切の変動がない場合）は、現任の理事の地位によって就任後における役決めを「予選」する理事会を開催することは妨げられていません。

『 総会開催時期の延期手続きについて 』

Q

事前手続きが進んでいないため、総会の開催時期を延期したいが、どのような手続きをとる必要があるか？

A

定款に定める期間内に通常総会を開催することができない状況が生じ、やむを得ず延期を検討する場合には、認可行政庁と相談して延期について了承を得てください。

延期の手続きについて中協法上の定めは特にありませんが、少なくとも理事間で共有するとともに、組合員には、定款記載の招集期限以内に開催できず延期すること及びその理由を文書にて通知するなど、可能な方法によって知らせることが望まれます。

そして、通常総会を開催することが可能な時点で直ちに実施してください。延期した総会の実施にあたっては、総会の開催を決定する理事会を開催した上で、定款に従って、招集通知を発してください。

組合等の規模、組合員の分布状況（地区）、定款規定などにより対応が異なりますので、ご不明な点は、中央会にご相談ください。

Information

決算関係書類提出書等における押印が不要になりました

行政手続における押印を求める手続の見直しに伴い、令和2年12月28日に中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則及び商店街振興組合法施行規則の一部が改正され、決算関係書類提出書等の押印が不要となりました。

※不要となった主な書類は次のとおりです。

- 決算関係書類提出書
- 役員変更届書
- 定款変更認可申請書
- 解散届書

ただし、他の法令で押印が求められている場合は、従来通り押印が必要となります。そのため、**登記申請に関する書類については、押印が必要**となります。

また、**定款で押印が規定されている理事会議事録等についても、従来通り、押印が必要**となります。

なお、押印が不要とされた上記書類について、従来通り、押印のうえ書類を提出することは問題ありません。

従たる事務所の所在地における登記が廃止されました

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が令和3年3月1日に施行され、中小企業等協同組合法が改正されました。

これにより、これまで主たる事務所の所在地を管轄する法務局とは別に、従たる事務所の所在地を管轄する法務局に対しても登記する必要がありましたが、今後は**主たる事務所の所在地を管轄する法務局に対してのみ登記すること**となりました。

なお、**従たる事務所の所在地における登記が廃止されただけで、主たる事務所の所在地において従たる事務所の登記は行いますので**ご留意ください。

秋田県 秋田県雇用維持支援金の 対象期間を延長します

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金を活用し、県内の事業所で雇用環境の維持に努めている中小企業事業主に対し、支援金を支給します。

◆**募集期限** 令和3年7月30日(金)

※当日消印有効

※電子申請の場合は最終日の17時まで

◆**申請要件**

以下の①～⑤を全て満たす者となります。

① 中小企業事業主

※個人事業主も含まれます。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、令和3年1月1日から4月30日までの期間に休業、教育訓練又は出向を実施した事業所(以下「対象事業所」という。)について、秋田労働局長から雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定を受けていること。

③ 対象事業所が秋田県内に所在し、申請日以降も事業を継続し、雇用を維持する意思があること。

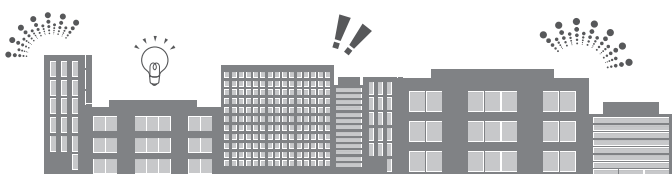
④ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

⑤ 申請事業主の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していないこと。

◆**支援金額**

本支援金は、秋田労働局から支給決定を受けた雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の事業所単位で、支給します。

支給決定を受けた当該助成金の判定基礎期間の回数に基づき、1回は10万円、2回は20万円、3回以上は30万円として、1事業所あたりの上限額は30万円です。**ただし、1事業所あたりの上限額は、30万円から令和2年度に支給を受けた支援金額を差し引いた金額と**



なります。すでに30万円を受給している事業所は対象外となりますのでご注意ください。

◆申請方法

郵送または電子申請によります。

秋田県雇用維持支援金申請要領及びQ&Aを参照のうえ、申請してください。

なお、申請書類は、県ウェブサイトの産業労働部雇用労働政策課のページよりダウンロードできる他、県庁第二庁舎1階ロビー及び各地域振興局へ備え付けています。

【お問い合わせ先】

秋田県雇用関係給付金センター専用ダイヤル

TEL：018-860-2331

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日は除く。）

秋田県
秋田県人格のない
社団等事業継続支援金について

県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経営状況が悪化している人格のない社団等（みなし法人）の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える支援金を支給します。

人格のない社団等とは

法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第8号に規定する「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」のことです。

【例】農産物直売所、食品加工所、観光協会など

◆支給要件

- ①秋田県内に本店又は主たる事務所を置き、令和元年以前から収益事業を行い、秋田県内の納税地を所轄する税務署長あてに法人税等の申告を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度の事業収入が、令和元年度の事業収入と比較して**20%以上減少**していること。
- ③代表者又は管理人、構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団

及び暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

◆支給額

令和元年度の事業収入－令和2年度の事業収入

※上限額50万円

◆申請受付期限

令和3年6月30日（水） 当日消印有効

◆申請方法

郵送にて受け付けます。

※支給要綱及び申請書類様式は県ウェブサイトの産業労働部産業政策課のページからダウンロードできる他、産業政策課（県庁第二庁舎3階）にも設置しています。

〈申請先〉

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

秋田県産業政策課

秋田県人格のない社団等事業継続支援金

申請受付

【お問い合わせ先】

秋田県産業労働部産業政策課 企画班

TEL：018-860-2214

受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

中央会からのお知らせ

秋田県中小企業団体中央会の令和3年度通常総会は、下記のとおり開催いたします。

なお、正式な総会開催のご案内は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら総会資料を同封の上、後日発送する予定です。

令和3年度通常総会

開催日／6月17日（木）

開催場所／ホテルメトロポリタン秋田
（秋田市中通七丁目2番1号）

官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 太田 博之
副理事長 谷藤 健二
" 佐藤 弘康

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161/FAX 018(824)5685

Hiratoku

株式会社 平徳本店

代表取締役

平澤 孝夫

本社 〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目4番4号

株式会社

八幡平貨物



一般区域貨物自動車運送
原木・木材の伐出及び仕入・販売

秋田県鹿角市八幡平字谷内下モ平116-12
TEL 0186-34-2011
FAX 0186-34-2013

保険とリース、相続・事業承継のご相談はお気軽にどうぞ!!



保険&リース 北日本ベストサポート

【本店営業部】

〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号
TEL:018-883-1888/FAX:018-883-1822

【県南営業部】

〒014-0047 秋田県大仙市大曲須利町1丁目4番地57号
TEL:0187-66-3622/FAX:0187-88-8133

【能代東支店】

〒016-0122 秋田県能代市扇田字東扇田165-2
TEL:0185-58-2116/FAX:0185-58-2663

【酒田支店】

〒999-8438 山形県飽海郡遊佐町比子字白木23-362
TEL:0234-75-3370/FAX:0234-75-3376

【URL】 <http://www.knbs.jp>



おかげさまで 創立75周年

今までも、そして これからも「夢人間集団」



2021
健康経営優良法人
Health and productivity
ブライツ500

「健康経営優良法人」に、
5年連続で認定されました。

未来を描く、夢人間集団

 秋田活版印刷株式会社

〒011-0901 秋田県秋田市寺内字三千列110-1
TEL.018-888-3500(代)
東京営業所 TEL.03-5927-8101
名古屋営業所 TEL.052-251-5080

<https://www.kappan.co.jp/>

『我慢そして飛躍』

見えないけれど支えている
高度な鐵構技術で建設業界の未来に貢献する
それが“CHIYODA VISION”(チヨダ ヴィジョン)です

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49 TEL 018(864)6200(代)
建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19 TEL 018(888)3666

URL : <http://www.k-chiyoda.jp>

For Earth, For Life
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile
/UL7



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38
Tel: 018-845-2121 Fax: 018-845-6600

秋田県中小企業団体中央会団体扱
「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…

リスクマネジメントは万全ですか?

※一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 秋田支社

〒010-0001 秋田県秋田市中通 2-3-8
秋田アトリオンビル10F
TEL:018-801-1645
<https://www.taiju-life.co.jp/>

秋田営業部 TEL:018-801-1626

本荘支所 TEL:0184-23-2950

能代支所 TEL:0185-52-5351

大館営業部 TEL:0186-49-2459

大曲営業部 TEL:0187-62-1337

湯沢支所 TEL:0183-72-3230